

第 66 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和 7 年 12 月 19 日（金曜日）14：30～16：30

場所：佐賀県庁新館 11 階 大会議室

1. 開会

（県土整備部県土企画課 御厨副課長）

それでは、定刻になりましたので、第 66 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催します。

はじめに、本日の委員会の成立についてご報告をさせていただきます。本日は 6 名の委員に出席をいただいており、10 名に対して 2 分の 1 以上の出席をいただいております。このため、設置要綱第 6 条の規定により、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、委員会の開会に先立ちまして、県土整備部長の永松よりご挨拶を申し上げます。

2. 県土整備部長挨拶

（県土整備部 永松部長）

こんにちは。永松でございます。

本日は、伊藤委員長をはじめ、委員の皆様には午前中から現場を見ていただきましてありがとうございました。また、引き続き昼から会議ということでよろしくお願ひしたいと思います。

毎回、挨拶に代えまして、事業の概要を最近のトピックスとしてお伝えしておりますので、本日もそのようなかたちで 2 つ紹介をしたいと思っております。

まず、1 つ目、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が交差する T ゾーンと呼んでいるところ、「ジャンクション T」の状況をご説明させていただきます。

縦に延びているのが佐賀道路でございまして、左右に延びている有明海を回るようなかたちのものが有明海沿岸道路でございます。下の写真にありますように、形が T 型に見えるので、T ゾーンと呼んでいます。佐賀ジャンクションは真ん中にありますと、今そこの工事を本格的に着手する段階になっております。大川佐賀道路については、川副インターチェンジが来年度に開通ということで、国の方で今、工事をしていただいております。北の方にいきますと、佐賀道路がありますが、佐賀道路も用地買収が終わっております、嘉瀬北インターチェンジまでの工事を今、全面的に展開をしているところです。これが繋がっていけば、人やモノの交流促進に繋がって、地域の活力を生み出す道路になると思っております。

ジャンクションのところで、11 月 25 日に着工式を行いました。嘉瀬小学校の 6 年生や、ありあけ海道盛り上げ隊という民間団体の方にも来ていただいて、皆さんで着工式を行つ

たという写真です。左上にありますように、完成したらどこにいきたいかということを子どもたちにも書いてもらって、それをバルーンの形にして貼り付けております。次お願いします。

これがジャンクションの動画になります。このようなものができるということになります。これからこの辺りの下部工とかをやっていく工事に入っていくことになります。これが1つ目のトピックスです。

2つ目は城原川ダムの建設事業、こちらは国で事業をやっているわけですけれども、城原川の脊振の手前の所にダムを造る工事となっております。完成イメージが右下にあります。

城原川ダムというのは水を溜めないダムとして、流水型ダムと言われているダムです。洪水等雨が降った時に溜まるというダムとして、日頃は空という状況です。上流のダムで水没される方というのは移転をしていただくということになります。建設工事の調査がはじまって54年経っております。この度、移転の用地補償が進みはじめまして、移転がはじまっている状況です。やはり下流の方からの感謝というのがダムを造る上ではとても大事なこととございまして、守られる下流の方が上流の立ち退きを余儀なくされている方に対して感謝を伝えていこうということで、城原川上下流域懇談会というので感謝の集いというのを神埼市と佐賀市、それから佐賀県でさせていただいたところです。右上の写真にありますように、右から知事の横の左側に座ってらっしゃる方が水没地域の会長さんでいらっしゃいますけれども、感謝状をお渡ししております。右下になりますが、小学校での出前講座で、ダムの機能とか役割を勉強したりですとか、それから左下になりますけれども、中学生が感謝の言葉を述べたり約400名の方が参加いただいて、感謝の思いを伝えさせていただいたということです。これは1回きりではなく、継続して、下流の方の感謝を上流に伝えていくということが大事だと思っています。嘉瀬川ダムという佐賀の上流にあるダムについても同じように毎年感謝祭というのをやっております。そういったものと同じように、継続的にやっていければと思っているところです。県の方は引き続き生活再建が早く進みますように、地域の方に寄り添いながら、市との協力、国とも協力して生活再建を進めてまいりたいと思っております。

ご紹介する事例は以上2件でございます。

本日の委員会につきましては、再評価実施箇所の諮問と、本年度に前倒しで着手を予定している成立した補正予算に対する事業箇所等の新規評価結果の報告をさせていただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

はい、それでは、これより先の議事につきましては、委員長に進行をお願いしたいと思っています。伊藤委員長、よろしくお願ひいたします。

3. 議題

(伊藤委員長)

はい。では、第 66 回目になりますか、佐賀県の公共事業評価監視委員会を始めたいと思います。

先程、ご説明があったように、本日、議事次第の方をご覧になっていただければ諮問事項として 20 件、報告事項 1 件ということになっております。

それでは、早速ですけれども、諮問事項の再評価というところに議題を移したいと思いますが、20 件もございますので、再評価件数が多い場合は、1 つの課でもって全体を報告いただきて、更に代表 1 件について詳しく説明いただき、それをもって全体の承認をするかどうかというご審議をいただければと思っております。この流れでいきたいと思いますけれどもよろしいですか。

はい、では事務局の方からまずは今回議題にあげられております 20 件の再評価箇所のご説明があるわけですね。はい、お願いいいたします。

(事務局 県土整備部県土企画課 野口課長)

事務局から再評価の対象となっている事業の全体概要について説明させていただきます。

私、事務局の担当課長の野口と申します。よろしくお願いいいたします。

まず、再評価とはということですが、事業採択後、一定期間が経過した継続中の事業を対象として、進捗状況や社会経済情勢等の変化などの視点に基づきまして、事業の継続が適切かどうかを評価するものとなっております。

資料 1 の 1 ページ目、実施要領と、2 ページ目、一覧表をご覧ください。

実施要領の事業対象の区分ごとに説明をしたいと思います。

対象事業につきまして、まず、一覧表の上段となります。実施要領の第 2 条 (2) ②に規定いたします、10 年を経過した事業など 9 件、一覧表の中段、実施要領第 2 条 (2) ④に規定いたします、前回の再評価から 5 年を経過した事業など 9 件、一覧表の下段、実施要領第 2 条 (2) ⑤に規定いたします、社会情勢の変化等により見直しの必要性が生じた事業 2 件、合計 20 件となっております。

今回再評価対象の事業概要は以上になりますが、再評価の資料についてご説明させていただきます。

これまで再評価の資料と位置図、写真等につきましては、別々の様式で作成をしておりましたが、今回から、この様式にこれらを 1 つにまとめることにより、資料の簡素化と見やすくなるよう行っております。事務局からは以上でございます。

(伊藤委員長)

確かに、前回までの委員会ですとこの資料の厚さだけでも 3 倍か 4 倍か、もっと 2 cm 以上

あったように記憶しておりますが、今ご説明あったようにだいぶまとめられて簡素化されたということです。どうでしょうか、時代の流れで、いろんな資料が電子化しております、例えば国交省の委員会なんていうのは最近手ぶらで来なさいみたいな、タブレットだけ自前で持って来てね、なんていうのが結構多いですけど。そういう時代になりつつあるということですね。

はい、了解いたしました。

それでは、諮問事項の各項目の方に入りたいと思います。まずは、県営のかんがい排水事業ということでよろしいでしょうか。ちょうど本日の見学の一番最後のルートでおじやましたところです。

(農林水産部農山村課 江口課長)

それでは、資料の3ページをお開きください。

今日は、諮問事項として、かんがい排水事業2地区お願いしているところです。今日は、現地をご覧いただきましてありがとうございます。内容については3ページの佐賀西部高城地区の資料で説明をさせていただきます。

場所は今日ご覧になつていただいた佐賀市の大和地域です。それから小城市の少し山手の方の地域になりますが、両市にまたがる地域でございます。現地でも少しお話をさせていただいているので、若干被るところがあるかも分からぬですけどご了承いただきたいと思います。

この地域につきましては、米、麦、大豆、いわゆる土地利用型農業という農業と、施設園芸、そういった多様な農業が展開されている地域でございますけど、水源をあまり持たない地域ですので、ご覧いただいたように嘉瀬川ダムに水を溜めて、その水を国営事業で作ったポンプですとか水路といったものを介して、県営事業で作った施設を経由して、農地の傍まで届けるというような事業になってございます。

前回令和2年度に、再評価をお願いして、また現地も見ていただいているのですけど、それから5年経過したということで今回お願いしています。予算とかの関係もありますし、若干のルートの変更や、パイプラインの変更等もございまして、工期を5年程度延ばしています。それからルートの変更に伴う水路延長の変更というのもあります。現場でもご説明しましたように、こういう国営事業と関連して一体的にやっている事業でございます。これが佐賀地区の受益です。現場でもお示しした図面でございます。上の方に、写真がございますけど、こういう水路にバルブを開けて水を出していくと、水田がこちらの方にありますけど、こちらの方に水を取り入れる口がありますので、そこに水を取り入れていくというような感じになります。こちらが小城の状況ですけど、ここちょうど水が出ていますが、この傍にバルブがあります。現場でも申し上げましたように、水道の農業用水版みたいな感じだと思っていただければいいかと思います。

見直しの理由ですけれど、元々国営事業と県営事業と一体的にやっていましたので、国営

の水路からかかるエリアと県営の水路を介してかかるエリアがこの地域にはございます。一部国営からかかるエリアを予定していた部分を、県営に振り替えている、その方が合理的ということで、そういう部分で県営の面積が増加しています。

それから、事業費の増額のところは延長が若干延びていますけど、パイプラインといって、地面の下の 1m20 cmくらいのところに埋めていくのですけど、河川を渡る箇所が何か所かございます。そういう所は河川管理者と協議をしますので、そういう部分で 2 箇所よりも 1 箇所の方がいいだろうということで、横断箇所を減らしまして、その分ルートを変えていったということで、若干延長が延びているというようなことでございます。そういうことに伴いまして、工期も延伸しているというようなことです。

社会経済情勢等の変化につきましては、先程言いましたような面積の増がございます。

それから、今、米の高騰とかでいろいろ話題になっていますけれども、そういう部分についても、今回、農業用水が安定的に確保されるという部分での経営面積の増加が期待されていくのではないかということで考えています。

効果のところです。ここについては 4 項目効果をあげていますけれども、元々今回の水の計画というのが、10 年に 1 回の干ばつに相当する規模に対応できるぐらいの水を確保しているというような計画でされています。ですから、干ばつじゃなければ今まで使っていた雨とかそういうもので足りるのですけど、足りない時に嘉瀬川ダムから水を送るなどの対応をしています。それによって作物が安定的に育つとか、そういう効果を見て、費用対効果としては 1.3 という計算をしています。

その他の効果としては、ここに書いていますように、現場が劇的にどうか変わるということではないのですけど、水が安定的に供給されるというような状態が作れますので、いろんな効果がもたらされるのかなと考えています。コスト縮減のところについては、こちらに記載していますように、現場発生材などを使用しています。

最終的に、対応方針のところですが、現在事業進捗が約 80% ですので、効果についても B/C 1.3 が確保されてございます。このまま事業を継続することで進めたいと考えています。以上です。

(伊藤委員長)

現場の方でもご質問させていただいて、回答いただいているところでもあります、改めて具体的な B/C など、細かい数字をお聞かせいただきましたので、また何か新しい疑問などの質問が出て来ているのではないかと思います。いかがでしょうか、委員の皆さん。

現地の方で、こちらの質問に対してだいぶいろいろお答えいただきましたものね。

私の方から 1 つよろしいですか。事業進捗率は、事業費ベース令和 6 年度末で 80% ということですね。残りは 20% ですけれども、ほぼ、向こう 5 年ぐらいで完了する予定ですか。障害となりそうなものはありますか。

(農林水産部農山村課 江口課長)

一応、前回、再評価の時に、いろいろご議論・ご意見いただいた後に、今日ご説明したような変化の要因がちょっとございましたので、こここのところはもう今回、整理ができているのかなと考えています。予算をきっちり確保して、計画的に進められれば、今予定している令和10年度で完了できるかなという見込みを持っています。

(伊藤委員長)

はい、分かりました。

委員の方、いかがですか。何かござりますか。

現場の方でたくさん質問にお答えいただいたということなので、この事業に関しては、継続ということでおろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

(農林水産部農山村課 江口課長)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

続きまして、農地整備課さんの方からです。経済体育成基盤整備事業です。

(農林水産部農地整備課 森課長)

農地整備課の森と申します。どうぞよろしくお願ひします。

資料の方は、インデックスの2-2の3ページからお願ひします。事業名が、県営経営体育成基盤整備事業高木瀬地区で、佐賀市になります。今回、事業採択後10年経過ということで再評価をお願いしております。場所は、佐賀市のゆめタウンがございますけど、その北側の農地の大体77haの農地で、区画整理を行っております。事業の目的ですが、これから、この地域の農業を担っていただく担い手さんが主体となりながら、生産性の高い農業を開拓していくいただけるようにということで、また将来にしっかりとつながっていくよう、農地の区画整理を行っております。イメージ図を下の方に付けさせていただいております。

事業概要ですけれども、新規評価していただいた当時から事業費が約11億ちょっと、11.6億ほど伸びております。それに伴いまして、工期の延伸ですとか、B/Cあたりも1.1となっております。

農地の整備とあわせて、水路農道の整備も一緒に行っておりまして、右側の暗渠排水工というのが、皆様あまり馴染みがないと思いますけど、農地の乾田化といいますか、農地が乾いて裏作の麦とか大豆ができやすいようにということで農地の中に排水のパイプを入れております。

當農状況ですけれども、こちらも、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業ということで、今、地域の方では、真ん中に195と書いてありますけど、農地の利用を表作、裏作でフ

ルに使っていきたいという皆さんのがございます。

事業内容の見直しの理由ですが、当初、面積が 76.1ha でございましたけれども、端々の道水路を加えたりとか、あるいは農地が加わったりということで面積が増えております。それに伴いまして、事業費も、例えば土を動かしたり、仮設工事であったりというところで増額となっております。一番上は建設資材の高騰ということで、こちらが一番大きいということで記載しております。これによりまして工期の方も延伸ということで考えております。

社会情勢等の変化ですけれども、地域の担い手様が 10 経営体いらっしゃいまして、真ん中程に 94.5% ということで書いておりますけど、ほとんどの農地をこの方々に担っていただきたいということで進めておりまして、今、実績としてはだいたい 7 割ぐらい、68.6% ぐらいは経営していただいているとあります。

費用対効果ですけれども、効果項目は 4 つ程ありますけれども、営農経費が節減できるというような効果が一番大きくなっています。詳細は前の 2 ページに載せておりますので、後ほど確認していただければと思います。費用対効果については、1.1 というような数値になっております。

この他にも、これから人口減少が進みまして、更に農家の方が減っていく中で、今後スマート農業とか農地の集約が進んで大区画化するなど、次のステップに進みやすくなるようなものがこの整備かなと考えております。また、水路に関しては、大雨時の排水対策みたいなところもあったり、また集落環境も農道の整備とかでだいぶ改善されまして、住民の方にも喜んでいただいている、そういう地域環境の保全みたいな意識も出て来られるのかなと考えております。

コスト縮減の方は、再生材の利用ですとか、土を動かすという工事が一番多くお金がかかるなりしますので、そういうところで縮減しながら進めていきたいと考えております。

対応方針ですけれども、冒頭、説明させていただいたように、現在いらっしゃる担い手の方にこの地域の大部分の農地を担っていただくそういう構図を作っていくきっかけになるような整備と思っておりますので、この事業は必要と考えております。また、費用対効果も 1.1 ございまして、事業進捗も 90% ということもありますので、事業の継続ということで考えております。説明は以上となります。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。

委員の方々からのご質問を受ける前に、私の方から 1 つお聞きしたいことがあります。今回、事業の見直しの理由としては大きなものが事業費の増加になりますよね。その事業費の増額の中でも特に大きい金額を占めるのが、建設資材の高騰や労務費の上昇、いわゆる今のインフレに伴う金額アップということが、ここで書いてある 6.5 億円もあるということなのです。この件はいいのですけれども、今、県内で行われているいろんな公共事業も、今の建設資材や労務費の高騰で全部変わってくるわけなのです。そうなった場合、これまさに

社会情勢の変化ですよね。この委員会パンクする程案件が出て来るのではないかなというの1つ心配なのです。ほとんどの公共工事が社会情勢の変化で金額アップして、この見直しですよね。どれぐらいの事業が一緒に、今動いているか私は分かりませんけれども、どういう扱いを今後されるのですか、この物価上昇に関して。この委員会にかける、かけないという判断を、今までのルールでいくとかなりの数がここに上がって来る可能性があるかなと予測しているのですが。

(県土整備部 永松部長)

事前評価をするにあたって、事業費と工期については、当初、新規の事業を起こすときに何年まででいくらかかるという総事業費と工期を設置してやりますので、その中でまず事業をやるというのが基本の考え方です。先生おっしゃったように、労務費とか資材が上がつて来ると、どうしてもそこからはみ出る可能性がある、その場合には、全体の事業費が当時予定していたよりも超えるタイミングなどで事業費を見直していくということになるかと思います。今回の分についても、費用が増えてきたので、このタイミングで今回、事業評価にあげているということでございまして、まとめて毎年毎年かけるとかいうことではありません。

(伊藤委員長)

この辺にかかるタイミングの前の年から足らないよ、インフレで足らなくなつたよというのが分かったのがここにあがっていますものね。

(県土整備部 永松部長)

5年毎にチェックしますし、その間で、途中でやっぱり足りなくなつた部分はその時その時で事業費の見直しをして、委員会にかけるということになります。

(伊藤委員長)

どのくらいの見込みなのですか。今ものすごく上がって、生コンなんか2倍ぐらいになつてしまっていますものね。

(県土整備部 永松部長)

そうですね、どのくらいの事業を再評価に、そういう物価上昇にかけなければいけないかというのはちょっと分からないです。

(伊藤委員長)

できるだけ早くチェックしていただいて、この委員会の時間も夜中までやるというわけにはいかないですから、2日に分けるというわけにもたぶんいかないでしようから、早めに

ルール変更をされてもいいのかなと。

(県土整備部 北村副部長)

1つあるのは、ここ直近で評価している事業は確かに少し想定外の物価上昇なのですが、ただ今、足元でやっているやつはそこを折り込んで計画を立てているので、今後急に増えるというような状況ではないかと。あともう1つは、ただこういう状況になった時に、委員の皆さんにちょっと意識しておいていただきたいのがB/Cで、コストを入れるのですよ。ベネフィットは割と国のマニュアルの基準とかになっていて、例えば、農業のやつも私、所管の外なのですが、調べてみたのですけれど、生産物価格とか過去5年平均、高騰分は全然十分に反映されないので。だからB/Cが割と低めに出る傾向がここ数年出て来るかなとちょっと気にはなっていますので、そこは是非評価に織り込んでいただきたいです。

(伊藤委員長)

国交省が推奨しているように割り戻しを使ってその分マイルドになるような計算方法を提案されていますものね。4%とか6%というのはちょっと大袈裟かもしれません。

(県土整備部 北村副部長)

割引率の4%は逆に言うと、今、金利が上昇していますので、1%、2%で見た方がいいのではないかという、前回お話ししていましたけど、今、30年債が多分3%超えているので、だから社会的割引率4%というのは、逆に、今、妥当な数字になると思います。

(伊藤委員長)

なるほど。0%でずっと来ましたものね。

(県土整備部 永松部長)

10年で4%という、

(県土整備部 北村副部長)

10年債が今日2%超えましたので。

(伊藤委員長)

B/C計算でするとき、今、いわゆる起債の話をされていますよね。実際に皆さんがあつたお金の話をされていますけど、B/Cの計算上は起債までは影響しないかなとは思いますけれどもね。

(県土整備部 北村副部長)

社会的割引率は経済学的に言うと金利ですので。

(伊藤委員長)

そうですよね。すみません、そこら辺もちょっと懸念されるところなので、委員会でいかにこなしていくか、今、言われたように物価がある程度安定すれば、それ折り込み済みになるので、その先工事がはじまってから5年後にまた心配しなければいけないことになるかもしれません。ちょっと直近、物価上昇率が激しすぎるので、どのぐらいの件数が今後というか、ここ1、2年でどっとあがってくるかなというのが少し私として心配されるところということなのです。

(鳥井委員)

今のお話を伺って、理解は深まったのですが、B／Cが1.1になっている理由を教えてほしいです。

ほ場整備をすることによって、事業前より146%、195%と営農利用度が高まっていること。また、近年は、農産物の価格が上昇していることから、便益がもう少し大きく算定されるのではないかと思いました。

先ほどのご説明のあった経費についての用語は何でしたか？

(農林水産部農地整備課 森課長)

社会的割引率ですか。

(鳥井委員)

そうですね、それが原因でということになるのですね。

(農林水産部農地整備課 森課長)

それもあるかもしれませんけど、一番効果が大きいのは、営農経費が節減できるということを説明しましたけど、やっぱりこういった良いほ場を作りましたので、今まで米・麦・大豆が主体だったのですけど、そこに例えば玉ねぎとか連携を新たに作っていただくというようなところもまた効果として上がって来ますので、そういったところを関係機関といいますか、推進していくかなければいけないかなと思っています。

(鳥井委員)

私としては、もう少し高い値となるのではないかと考えておりました。

分かりました、ありがとうございました。

(県土整備部 北村副部長)

ちょっと正確に補足しておきますけど、7ページです、B/C、私が最初に申し上げた話というのは、要はこのうちのCの部分というのは、先程プラス6.5というものが多分のつかっていますよね。Bの方にはインフレ率がそのままのつかるかというと、単価とかが評価基準に基づいているので、必ずしものつかるとは限らない。それと社会的割引率は別のレイヤーの話ではあるのですけど、金利が上昇しているので割引率が上がっているだろうという話なので、今のインフレの状況ではこの辺の指標がちょっときちんと出ないというか、こういう時期なのでということは是非頭の中に置いていただきたいと。

(伊藤委員長)

よく理解しています。このB/Cが例えば1を切って、0.999だよと言ってもそんなに敏感になる話ではないのですよね。

(県土整備部 北村副部長)

そういうことです。

(伊藤委員長)

ですからこれ1.1だろうか0.9だろうかこの委員会でこの事業は大切だよ、0.8や0.5でもこれやらなければいけないと決めたならそれでいいのです。だから1を基準にシビアに考える必要はありませんという方が皆さんご理解くださいという今の北村さんのご説明にあって、私も同じです。

(県土整備部 永松部長)

7ページにありますように、経済的な数字として評価できるものはこのB/Cで評価しています。ただそれ以外にもその次のページにありますと、その他の効果として、経済的な数字としてカウントできないというか計算ができないけれども、定性的な効果としてはこういうものがありますよというところも含めて説明をした上で全体として評価をいただくというそういう考え方でやっているところでございます。

(伊藤委員長)

はい、分かりました。B/Cも大事だよということは忘れないでくださいという補足です。もちろんです。B/Cが出て来ない案件はいっぱいありますので、多分この先も出て来ると思うのですけど。交通安全対策で、交差点を造るような事業になるとこれはもうお金で計算できないものですので、いろんなケースバイケースで皆さん議論を深めてまいりましょう。話を戻しますけど、この案件で何かご質問ありますか。なければ、こちらも継続でお願いしたいと思いますけどよろしいですか。

(農林水産部農地整備課 森課長)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

続きまして道路事業、道路課さんの方です、こちらは6件諮問としてあがっておりますが、そのうち1件をまずご説明いただくという流れになります。

(県土整備部道路課 天本課長)

道路課の天本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

資料は2-3、1ページ目をお願いいたします。

令和7年度道路事業の再評価箇所は全部で6箇所ございます。個表は10ページ以降につけております。この6箇所については、今後も事業を継続していきたいと考えておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。

次に、道路事業の内容について簡単にご説明をさせていただきます。2ページ目になります。上の方が、道路事業のうちの一般改築事業になります。幅が狭い道路を拡幅したり、バイパスを新設で整備したりすることによって、交通渋滞の解消など交通の円滑化を図るものであります。

次に下の方が、交通安全事業になります。歩道の整備ですとか交差点の改良を行う事業で、歩行者や自転車利用者の安全性の向上、交通の円滑化を図ることを目的として行うものでございます。

次、3ページ目になります。道路の整備効果については大きく分けて2つの効果があり、定量的な効果、先程もお話がございましたけれども、貨幣換算が可能な効果と、定性的な貨幣換算できない効果がございます。このうち、定量的な効果を用いて確認する、いわゆるB/Cを算出するような事業は、整備によって得られる事業効果が定量的効果と関連性が深い、一般改築事業の方について算出することとしております。その費用対効果の考え方方が下の方にございます。道路事業における費用便益費というのは、道路整備によって得られる3つの便益を足し合わせた総便益と、道路整備と維持管理に要する費用を総費用として、それを比較して評価しております。便益につきましては走行時間が短縮されたことを費用に換算したものと、整備によって走行条件が改善された走りやすい道路になって、燃料費ですか車両の整備費が低下したことを貨幣に換算したもの、あと交通事故の社会的損失の減少額というのを費用に換算したもの、これらを足し合わせたものが総便益というふうになります。総費用につきましては、先程も申し上げました整備、維持管理、構造物の更新に要する費用を総費用としまして、算定した総便益を総費用で割った値を費用便益費として評価を行っております。

次に道路事業の再評価の代表箇所として、一般県道中原鳥栖線の下野工区を説明させていただきます。

これは先程、事業の方でご説明しました一般改築事業と交通安全事業のうち、一般改築事業の方になります。今回の再評価の理由は、令和2年に前回の再評価を行っておりますが、再評価実施後5年が経過する前に工期の延長を行うために再評価に諮るものでございます。次、下の方が位置図になっています。中原鳥栖線はみやき町と鳥栖市を結ぶ道路になっていまして、国道3号ですとか、久留米基山筑紫野線を東西に連絡するような道路です。沿線にはこの位置図にハッチがかかっておりますけれども、新たな産業団地が計画されておりまして、工業拠点の機能向上を図る産業軸としても期待されている道路になっております。

次に事業の目的です。写真は整備前ですが、道路幅員が狭くて歩道も未整備でございました。このため、道路の拡幅や歩道設置によって交通の円滑化や安全性の向上を図るもので、下の方が事業の概要になります。全体の事業費は約32.8億円で今回事業費の見直しは行っておりません。事業の期間が平成24年度から令和10年度まで今回3年間の延伸を行うものです。理由は後程説明いたします。道路幅員が下の方にございますが、整備によって2倍以上に拡幅する計画となっております。

事業の進捗状況でございますけれども、令和7年度までの事業進捗は事業費ベースで約96.8%となっております。黒が令和6年度までに完了している箇所で、赤が本年度施行箇所、黄色が来年度以降事業を行う箇所となっております。来年度以降は、歩道の舗装工事ですか、安全施設関係工事などを予定しております。

事業内容の見直し理由ですが、今回3年間の事業期間の延伸をお願いしております。理由としましては、事業区間に重要インフラの下水道、ガス、工業用水などが埋設されております。これが工事で盛土などを行うことによって、管に変状がないかということを確認しながら施工したことで想定以上の時間を要したというのが1つ、あとは直轄河川の堤防工事を近隣でしておりますと、その工程調整に時間を要したことが事業期間の延伸の理由になっております。

現地の状況の写真をつけております。令和11年に開業が予定されている新産業集積エリアの状況を、上の左側の方に載せております。下の方が、令和6年4月に稼動を開始しました佐賀東部クリーンエコランド、これは東部の広域のゴミ処理施設で、それが稼働しております。現在の状況としましては、新しく架かった鳥南橋から西側の改良工事を実施しているところでございます。

次に社会情勢の変化です。鳥栖市の都市計画マスタープランなどの位置付け、あと先程も申し上げました産業団地ですとかゴミ処理施設などの稼働の開始、これらの状況から今後交通量の増加が見込まれることが想定されていまして、依然として事業の必要性が高いと考えております。

次にB/Cです。先程ご説明しました総便益と総費用を算出したところ2.1となっております。

次に事業の効果です。その他の定性的な効果としまして大型車の走行性が向上することによる産業振興や幹線道路へのアセスが向上することによる地域振興など大きく2つの効

果を見込んでおります。

次にコストの縮減ですけれども、再生資材の利用や工事で発生する残土を盛土等に利用することで、コスト縮減を図っております。盛土材は近隣のストックヤードの活用を行ってコスト削減を図っております。

最後に、対応方針になります。先程申し上げました社会情勢の変化などを踏まえましても当該事業の必要性に変わりはなく、事業進捗も進んでおりまして事業の継続をしていきたいというふうに考えております。説明は以上になります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。

今ご説明あったように、令和11年にアサヒビールの工場が入るわけですね。また、クリーンエコランドというのも開業している。従来のというか、現状の道路は片側2.7mぐらいの車線幅しかない、一般的だと言えば一般的なんですけど狭い方ですよね。そんな広い道ではない。ここにアサヒビールやって来ると多分、このB/Cよりも安全性の問題いろいろ、工場に入るトラックがどんどん通ることになりそうですね、この道。そうすると、歩行者の安全がかなり脅かされるような道にこのままいくとなりうるうので、B/Cプラス先程の事業の必要性ですよね。安全性という話も出て来るかと思います。はい、では委員の皆様いかがでしょうか。

なかなか佐賀市からかなり遠い場所で、どこだっけと頭の中でちょっと整理をされる時間も必要かもしれませんけれども、現状でもどうなのですか、日交通量って1万、10万まではいきそうもないんですけど。

(県土整備部道路課 天本課長)

1万台以上はいっています。

(伊藤委員長)

1万台以上、じゃあまあ多いですね。

(県土整備部道路課 天本課長)

令和3年で約15,000台です。1日14,700台くらいです。

(伊藤委員長)

既にこのクリーンエコランドに入って来るゴミ収集車でいいのですかね、というのも多分ここを使われているのですよね。計画で2車線、片側1車線が2車線。2車線で逆にいいのですかという疑問がわいてくるのですけどよろしいのですかね、そこらへんは。

(県土整備部道路課 天本課長)

今のところ交通推計なども行った上で計画しています。

(伊藤委員長)

交通量が増えて来ればまた拡幅だとかというのも今後検討の余地があるというところでしようか。はい、分かりました。いかがですか、皆さん。はい、ではこの事業を含めて、6件ですよね、継続の話が出ておりますけれども、継続ということでおろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(県土整備部道路課 天本課長)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

はい。では、次は河川事業、河川砂防課さんから 11 件諮問が出ておりますけれども、ご説明は今日視察を行った案件でよろしいですかね。はい、ではお願いいいたします。

(県土整備部河川砂防課 花島技術監)

河川砂防課の花島と申します。よろしくお願いいいたします。

資料につきましては、資料 2-4 と 2-5 をお願いいいたします。河川砂防課の方からは今回、河川事業が 3 事業と砂防事業が 8 事業の計 11 事業となっていまして、資料の 1 ページ目の方に河川事業の一覧、4 ページ目の方に砂防事業の一覧がついております。資料の 2 ページ目から 3 ページ目また 5 ページ目につきましては事業の目的や費用対効果の考え方を記載しておりますので、後程ご確認にてお願いいいたします。

説明いたします代表箇所は、先程ご紹介いただきました晴気川についての事例となります。資料の 6 ページ目をお願いいたします。

再評価の理由といたしましては、前回の再評価を実施後、5 年が経過したことによる諮問となっております。

位置図になりますけれども、右側の方が方向的に北側の方になっていまして、中程にございます県道多久牛津線が交差する西川橋、下流の方から国道 203 号が交差する晴田橋というのがございますけれども、この間の 2,610m の区間にについて河川改修事業を実施しております。

事業の目的でございます。晴気川につきましては、流域の浸水被害の軽減を図るために流路是正や狭窄部の解消による河川改修を下流側から順次進めていっているところです。平成 2 年 7 月の出水におきましては、赤い矢印で表示しておりますけれども、この門前橋というところがございますが、そこの直上にて堤防が決壊し大規模な浸水被害が発生したところです。

事業の概要でございます。事業の計画といたしましては、計画流量毎秒 180 トン、治水安全度が 30 分の 1 というところで、30 年に 1 回の確率で発生すると考えられます降雨に対しての整備といったところで進めているところでございます。後程説明をさせていただきますが、全体事業費は前回の評価時から 10.3 億円増の 90 億円を見込んでおりまして、事業期間は令和 17 年までを予定しております。これも後程説明させていただきますけれども、費用対効果といたしましては 14.1 となっていまして、前回の評価時から事業費の増により費用対効果が 1.2 ポイントほど減少しております。事業の進捗状況でございます。令和 6 年までの進捗状況といたしましては約 58% となっておりまして、用地についても約 85% が確保できているという状況でございます。前回の評価時から工事の進捗といたしましては、資料の方に赤字で表示をしておりますけれども、こも岸井堰、牛ノ尾井堰、黒原橋、これらの改修が完了しているところでございます。

今回の事業内容の見直し理由でございます。近年の物価高騰に伴います各種建設資材費の高騰及び労務費の上昇による事業費の増といたしまして 10 億円を見込んでおります。また、堰の改築にあたりまして地質調査を行いましてその結果により支持杭の長さを長くする必要があったことから、3,000 万円の増額を見込んでおります。あわせまして 10.3 億円の増額により、全体資料費が 90 億円と見込んでいるところでございます。

現地の状況です。上段の写真の方は令和元年と 3 年の豪雨時の状況写真となります。堤防からの越水ということまでは発生はしておりませんけど、氾濫危険水位を超過するような記録等を観測しております、緊急安全確保等が発令されている状況でございます。下の写真につきましては、黒原橋の整備前後の写真となります。橋梁を改築することによりまして、右側の写真の赤点線で囲っているところがございますけれども、ここの部分が拡幅され、洪水が流れる断面が増えることになり、河川の流下能力が向上しているというところになります。

事業をめぐる社会経済情勢等の変化でございます。晴気川流域につきましては図面の方に赤丸で囲んでおりますけれども、国において牛津川遊水地が整備されており、ここの地区に住んでいらっしゃる方の集団移転地の造成を、ここの 2 箇所で進められています。また、全体的にある流域内の家屋の状況だとか事業所につきましてはほぼ前回の評価のときから変化がなく、事業の必要性としては高いままということで考えております。

費用対効果です。河川事業の費用対効果の算出につきましては、国の基準に基づき算定をしておりまして、今回についてもそれに同様に算定をしております。総便益については、治水施設整備完了後 50 年間においてもたらされる浸水被害等の軽減額を算出し、それが今回 1,805 億 1 千万円となっています。また、総費用につきましては河川整備費用及び施設完成後に完成後 50 年間の維持管理費用を合計いたしまして、それが今回 127 億 9 千万円となっています。B/C を算定した結果 14.1 というふうになっています。

事業の効果必要性です。貨幣換算できないその他の効果というのもちょっと考えましたけれども、例えば、浸水によって直接家屋だけではなくて、道路が通行止めになったりだと

か、鉄道が運休したりそういった社会経済活動への影響等考えられるわけなのですけれども、それらが整備されることで軽減されるということも考えています。

コスト削減や代替案等の可能性でございます。その可能性につきましては、地質調査を今回行っておりまして、地盤の状況がやわらかいということも確認されていますから、護岸の基礎の形式を検討するにあたっては、各種いろんな方法から経済的な方法として矢板基礎工を採用しているところでございます。また、その他、建設発生土の有効活用、再生資材の活用なども行っております。

対応方針でございます。この事業につきましては、治水安全度を向上させ、流域の浸水被害の軽減を図るというところを目的としています。それに対してB/Cが1以上確保できており、事業進捗についても58%進捗しています。また、地域住民の方々からも早期事業の完成といったところも望まれていて、今後も予算確保に努めながら事業を継続したいというふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、その他の河川の事業、砂防の事業については資料の12ページ以降ご参照いただければと思います、よろしくお願ひいたします。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。

本日の見学で午前中最後にいった晴気川の護岸工事の説明でしたね。滞在時間2、30分ぐらいは、あちらでもいろんな質問をしてお答えいただいたものですから、この委員会で改めてということはないかもしませんけれども、何かありますか、どうぞ。

(鳥井委員)

口頭でご説明でしたので、確認をさせてください。便益については、50年間を対象として算出されたとの事でしたが、その考え方について改めてご説明をいただけますでしょうか。計画自体は30年に一度の降雨を想定していると理解していますが…。

(県土整備部 北村副部長)

公共事業って耐用年数がすごく長いのです。なので、耐用年数期間中、毎年、例えば河川のこの系統の事業だと下にちょっと小さく書いてあるように、もし何か洪水みたいなものが起こったらどのくらいの被害が出ますということに、発生確率をかけて算出するかと思います。毎年どのくらいかと、50年に1度とかだと被害額が例えば100億円、50年に1度ぐらいありますとかいうと、そういう発生確率をかけるようななかたちをして、年当たりの便益額というか被害がどれだけ防げたかという期待値ですけど出すわけです。それを耐用年数全部集計するのですけれど、集計をする時に、さっきの社会的割引率の話なのですが、例えば、今ここに10,000円あります。1年後に10,000円をもらいます、これ同じ価値かど

うか 1 年後だか分かりにくいかもしないけど 10 年後にもらえる 10,000 円と、今手元にもらえる 10,000 円って、多分自分にとって価値違うわけですよ。それが通常の社会的割引率ということで、経済原理で言えば金利に反映されるわけですけど、50 年先だと当然それだけ期間が先なので、50 年先の例えれば 1 億円だったら、それを今 4 % ですけど、4 % で 50 年分割引いて、それを全部集計します。便益も方もそういう計算をしますし、費用の方もまた毎年かかる維持管理費を同じように計算します。それで分子と分母で割るというそういうふうなやり方が B/C の基本的な計算の仕方になります。

(鳥井委員)

先ほどのご説明は、主に計算方法としての 50 年間の扱いについてのお話と理解してよろしいですか？

(県土整備部 永松部長)

まず資料の 7 ページを見ていただきますと、事業の概要と書いていますけど、これは安全度が 30 年に 1 回と説明したかと思います。これは計画として、どのぐらいの洪水に対して安全になるかというのを決めるための基準として、資産の状況とかを踏まえてこの川だったら 30 年に 1 回の洪水に対して安全にしましょうという考え方で、先程言われた B/C の方の 50 年というのは維持管理費として、これから整備していったあと、出来上がったあと 50 年間維持管理費が発生したその費用を 50 年分 C として入れましょうということですから、30 年の話というのは整備のレベルの話、50 年というのは費用の積み上げをどこまで維持管理費を積み上げるかというそういうものでございます。以上です。

(伊藤委員長)

何故 50 年という区切りにしたのですかというのがもう 1 つの質問だと思います。

(県土整備部 永松部長)

50 年にしているのは、先程北村も言いましたけど、社会資本なので、結構長く使い続けることもありますし、耐用年数も長いということがあって、国の方のマニュアルの中で 50 年ということで国土交通省関係は統一化がされているというものでございます。

(伊藤委員長)

これは、昔は大蔵省がこの耐用年数決めていましたよね、今、財務省が引き継いでいると思うのですけれども、これインフラの 50 年って、これって B/C の計算と同じなのですか、耐用年数。例えば、ダムだったら 100 年。

(県土整備部 永松部長)

それぞれコンクリートでできているか、土でできているとかでいろいろ違うと思いますけど、だいたい一般的にはコンクリートの構造物でいえば 50 年ぐらいかなと思っております。

(伊藤委員長)

国交省が維持管理費の期間を計算しなさいよ、もしくは B/C の期間を計算しなさいよというものと、財務省が定めている耐用年数は別と考えている。

(県土整備部 北村副部長)

別になるのだと思います。

(伊藤委員長)

だいたい重要構造物は 50 年くらいと考えたらよろしいですかね。

(県土整備部 永松部長)

そうですよね、公共施設関係は 50 年は普通に使っているものもありますので。

(伊藤委員長)

特にめったに造り変えられないよというダムみたいなものは 100 年ですよね。

(県土整備部 永松部長)

そうですね、財務省的に 100 年という感じで耐用年数になってないと思うのですけど、我々としてはできるだけ長くということで考えております。

(鳥井委員)

橋も 50 年ですか。

(伊藤委員長)

橋も 50 年ぐらい使っている。

(県土整備部 永松部長)

50 年ぐらい使っているものもたくさんあります。大分増えてきていますけれど。

(伊藤委員長)

海上の大きな橋で、やっぱりダムと同じように維持管理が難しいねというのは、最近は

100年設計という物も多いです。

(鳥井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他にいかがでしょうか。はい、無いようでしたら、こちらの河川事業、砂防事業まとめて11件、継続というご希望出ておりますけれども継続でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

(県土整備部河川砂防課 花島技術監)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

では、諮問事項は以上となりまして、次の議題の報告事項に移りたいと思います。
よろしいですか、はい。報告事項の方、よろしくお願ひいたします。

(事務局 野口課長)

事務局から新規評価の概要について報告をいたします。資料は3-1をご覧ください。

まず画面の方で、新規評価とはというところですが、新たに着手する事業箇所を対象としたしまして、この委員会で審議いただき策定したマニュアルに基づきまして、事業に入ることが適切かどうか評価を実施し、その結果を委員会に報告するものとなっております。

今回、新規評価を行いましたのは、資料の1ページ、整備系の事業につきましては、先日、12月16日に成立いたしました国の防災減災国土強靭化に関する補正予算を受けまして、今年度に前倒しして着手することとした事業4件となっております。内容としましては、治山事業では山の斜面にある石が転落しないための対策ですとか、道路事業では、道幅を広げたり線形を良くするなど、災害の未然防止や交通の安全確保に資する事業を行うことといたしました。

資料の2ページをお願いいたします。維持系の事業につきましては、年度途中で新たに対応することとした事業で20件となっております。内容としましては、道路の舗装を補修する工事ですとか河川を保全するための護岸工事など、施設の安全性向上や機能保持に資する事業を行うことといたしました。

事務局からの報告は以上でございます。

(伊藤委員長)

補正予算がついたということです。それに基づいて、こういう新しい事業を行う予定です

というご報告です。これは審議というよりもこれらの計画をご報告されたということになっておりますけれども、こちらに関して何かご意見等がございましたらお願ひいたします。

皆さんお考えの間に、私の方から1つだけ、2ページの河川事業の危機管理ハード対策2件があがっておりまして、今日ちょうど関係があるのが出てまいりましたけど、こちらの2件はどういった事業になりそうですかね。危機管理ハード対策というと、何か新しいような事業に感じますけれども。

(県土整備部河川砂防課 花島技術監)

危機管理ハード対策につきましては、資料の3—3の5ページ目に載っている2箇所です。そこの嘉瀬川水系の東平川、それと六角川水系の今出川、この2箇所で整備をすることにしております。事業の概要につきましては、堤防の法尻部分にロック、これを張りまして、いわゆる堤防の補強というかたちで、もしも河川から越水して来た場合に、洗堀されて堤防の決壊に至るというメカニズムがございますけれども、その補強を行うことで決壊する時間を遅らせるといった堤防の補強工事というふうに考えていただければと思っております。

(伊藤委員長)

はい、分かりました。

新しいようで逆に古いやり方というのは変ですけれども、10年前ぐらいだったですか、関東の鬼怒川が決壊したときにここを一番やられましたものね、法尻ごっそり持って行かれて酷く決壊していましたけど、その辺の補強対策ということですね。はい、分かりました。いかがですかご意見の方。こちらは報告事項なので審議にはなっていませんけれども。はい、では以上でよろしいでしょうか。

本日予定されていました諮問事項と報告事項は以上でございますが、全体を通して何かご意見ご質問等ありましたらお願ひいたします。

はい、では事務局の方にマイク返したいと思います。お願ひいたします。

4. 閉会

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

はい、ありがとうございました。伊藤委員長におかれましては議事の進行たいへんありがとうございました。それから、委員の皆様においては、現地も含め活発なご議論・ご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

最後に事務局の方から今後のスケジュールについて簡単に説明をさせていただきます。

今年度の残りの予定としましては、次回の委員会、こちらの方また調整をさせていただき

ますけれども、令和8年度の新規評価の報告、それから事後評価の諮問の方を行いたいと考えております。

委員会開催の際には事務局からご連絡させていただきますので、その際はまたよろしくお願ひいたします。

事後評価に関しましては、諮問となるものは、C、Dという評価のものになりますので、その評価がなければご報告ということになると思います。

それではこれをもちまして第66回佐賀県公共事業評価監視委員会を終了します。今日はありがとうございました。

(参加者一同)

ありがとうございました。